

2020年9月

海外の取引先が倒産した場合の初動対応(ロシア編)

弁護士 [三村 藤明](#)／弁護士 [小林 英治](#)／弁護士 [荻野 聡之](#)／弁護士 [松嶋 希会](#)

2020年4月に発行された [AMT ニュースレター「海外の取引先が倒産した場合の初動対応」](#) において、海外の取引先が倒産した場合の初動対応につき一般的な留意点をご説明しました。本ニュースレターでは、「ロシア編」としてロシアの取引先が倒産した場合の初動対応を取り上げます。ロシア倒産制度では金融機関などと一般企業の手続が異なりますが、本ニュースレターでは、一般企業の倒産を想定しております。

1 基本的な事実関係の確認を行う

(1) 取引主体を確認する

ロシアの取引相手が倒産したらしいとの情報が入ってきたら、契約における相手方当事者の国家登録番号(OGРН)又は納税者番号(INN)を確認し、当該番号の会社が倒産したのか否かを調べます(調べる方法については、後述2(4)「倒産手続に関する情報の確認方法」を参照ください。)

ロシアでは同名の会社が多数存在します。また、企業グループ内で類似社名の複数会社が一つのビジネスを行い、実際に取引を協議していた会社や、商品やサービスを納入していた会社と、契約上の取引相手が異なることが往々にしてあります。社名や登記住所を頻繁に変更する会社もあります。かかる状況から、ロシアでは、会社の特定には国家登録番号や納税者番号が重要であり、契約書に当事者の情報として、社名、登記住所だけでなく、国家登録番号又は納税者番号を記載し、契約締結時には、会社登記簿でそれらの番号を確認することが推奨されています。

(2) 債権・権利関係を確認する

倒産企業に対する債権の有無、債権発生時期、未払額、担保や保証の有無、担保の内容などを確認します。また、これらの権利に関する契約の準拠法(ロシア法か外国法か)や、契約書の言語(ロシア語版があるか否か)も早めに確認する必要があります。

2 手続のステータスを確認する

(1) 一般企業の倒産

ロシアでは、私的整理手続が確立されているわけではないので、取引企業自身やニュースから「倒産」という情報が入ってきた場合、法的手続が正式に開始されたか、債務者又は債権者が法的手続を開始しようとしているかのどちらかの可能性があります。以下、本ニュースレターは、2020 年 8 月 1 日現在のロシア倒産法¹に基づくものであり、条文は倒産法の条文を指しています。

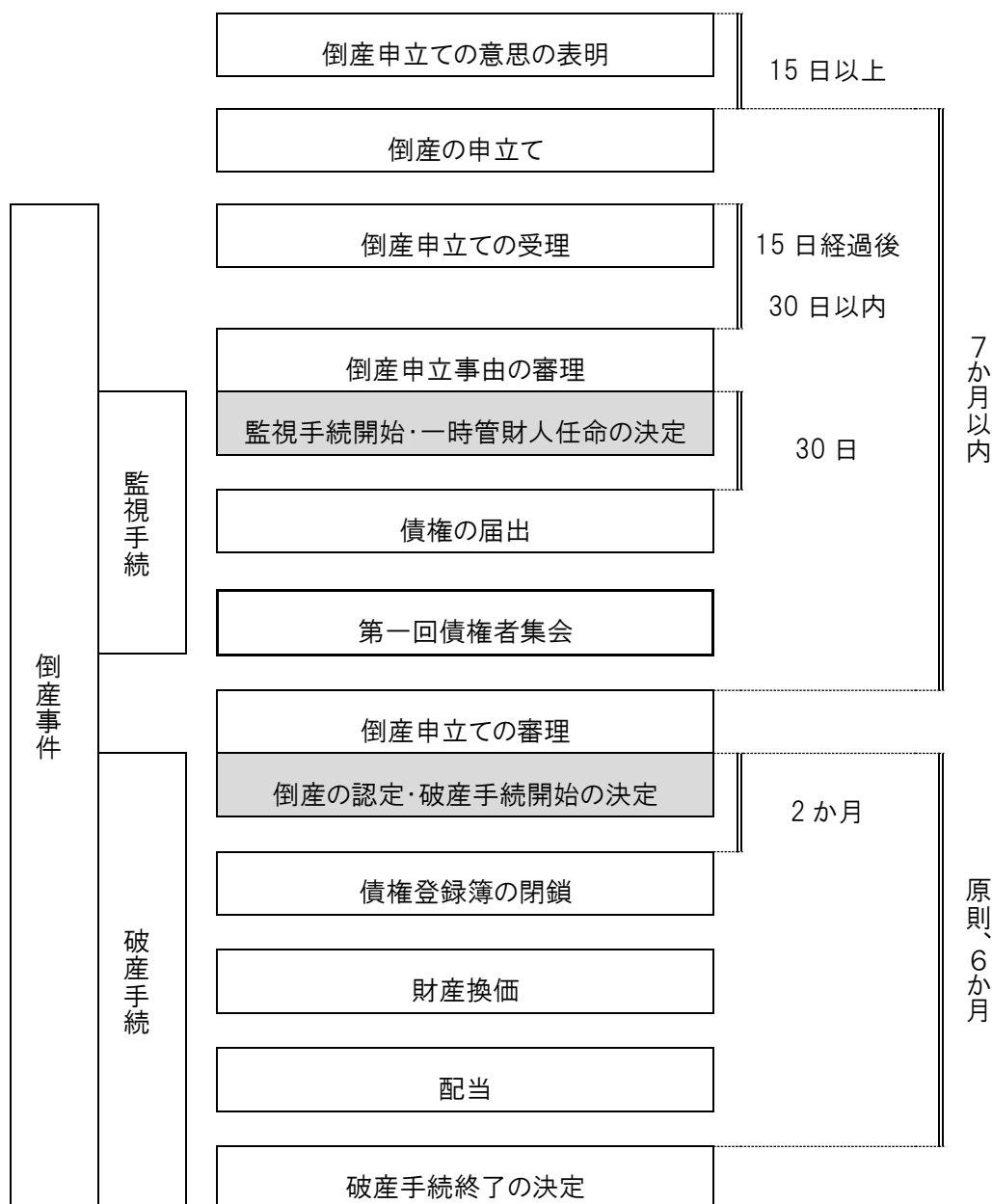
一般企業についてのロシア倒産制度は、破産手続や再建型手続（外部管財手続、財政再建手続）がありますが、完全に別の手続として進められるものではありません。裁判所への申立ては、倒産の認定・破産手続の開始に限られ、まず、一時管財人が債務者の資産や債務を調査する監視手続が実施され、その後、債権者が、第一回債権者集会において、調査結果に基づき、申立てのとおりに債務者の倒産を認定し破産手続を適用するのか、それとも一旦、申立ての判断は保留して再建型手続を適用するのかを決議します。実際にどの手続を適用するかは、債権者の意向を踏まえて、裁判所が正式に決定します。再建型手続が実施され全債務が返済されると、債務者の倒産は認定されず申立ては判断されないまま、倒産事件は打ち切られます。再建型手続自体は、債権放棄などにより集団的に債権者の権利を変更することを予定していません。全債務の返済が難しいと判明すれば、再建型手続は中止され、申立てのとおりに債務者の倒産が認定され破産手続が開始します。債務者が、債権放棄や弁済猶予を債権者と集団的に合意する制度（和解）もあり、倒産事件のどの時点でも合意が認められ、合意されると倒産事件は打ち切られます。

裁判所発表の 2019 年統計では、監視手続が実施された後には、8 割ほどの事件で倒産が認定され破産手続が開始しています。1 割の事件で資産不足により倒産事件が打ち切られています。2% 弱の事件で再建型手続が開始しています（ただし、うち 9 割ほどは後に破産手続に移行します。また、年々、開始される再建型手続の割合が下がっています。）。2% 弱の事件で和解が成立し倒産事件が打ち切られています。

事業体活動情報サイトの 2020 年前半期統計によれば、監視手続の平均日数は 200 日前後（法定期間は 6 か月ほど）、破産手続の平均日数は、2018 年で 682 日、2019 年で 752 日、2020 年前半期で 787 日と長くなる傾向にあります（法定期間は、原則、6 か月）。

¹ 2002 年 10 月 26 日付連邦法第 127-Φ3 号「倒産について」

破産を想定した基本的なスケジュールは、以下です。



(2) 倒産手続の申立手続と倒産事件の開始

倒産の申立ては、債務者のほか債権者（取引債権者、金融債権者、労働債権者、租税債権者など）が申し立てることができます。実際には、申立ての 9 割が債権者によります（うち 9 割弱が金融機関や取引先、1 割弱が租税当局です。）。

金融機関ではない取引債権者が申し立てる場合には、債権を認める判決又は仲裁判断の執行決定書が発効している必要があります（7 条 2 項）。また、債務者や債権者（租税当局などの国家機関を除く）が申し立てる手続要件として、申立ての 15 暦日前までに、特定のインターネットサイト（後述）に申立ての意思を

表明しなければなりません(7 条 2.1 項)。この時点で、「倒産した」という情報が入ってくる場合があります。しかし、申立ての意思を表明したとしても申立義務が生じるわけではないので、倒産が申し立てられないこともあります(意思表明は 30 日で失効するので、その後に申し立てる場合には再度申立ての意思表示申請が必要です)。

裁判所が申立てを受理すると、①倒産事件が開始し、②裁判所は、30 日ほど後に申立事由が満たされているのかを審理し、③満たされている場合に監視手続が開始されます。①の倒産事件の開始時では弁済禁止などの制限効果が発生しないので、債務者が申立債権者の債権を弁済してしまい、②の申立事由の審理時には申立事由を欠き、倒産事件が打ち切られることもあります(48 条 3 項)。③の監視手続の開始により、原則、倒産事件開始(申立受理)前に発生した債権につき個別回収や相殺は認められなくなります(63 条)。担保権の実行も認められなくなります(18.1 条 1 項)。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う一時的措置

① 倒産モラトリアム

ロシアでは、2020 年 4 月 6 日から 10 月 6 日まで、一定カテゴリーの企業・個人事業者について、債権者が倒産を申し立てることや、債権の強制回収を図ることを禁止するモラトリアム措置がとられています(9.1 条)。支払請求訴訟を提起・続行することは禁止されていないので、モラトリアム期間終了後に倒産を申し立てるために、訴訟を提起している債権者もいるようです。詳細については、[AMT ニュースレター「ASIA & EMERGING COUNTRIES LEGAL UPDATE」5 月号](#)を参照ください。2020 年 5 月末時点では、モラトリアム対象の企業は約 50 万社です。ロシア政府内では、モラトリアム期間の 3 か月延長が議論されていますが、2020 年 9 月 25 日現在、延長についての正式な政府決定は出されていません。

② 分割弁済

追加的な措置として、2020 年 6 月から「裁判による弁済の分割化」手続も導入されています(9.1 条 3.1 項乃至 3.5 項)。モラトリアム対象企業が自ら倒産を申し立て監視手続が開始された場合、モラトリアム対象企業は、一定の条件を満たせば、第一回債権者集会開催の前までに裁判所に対し分割弁済を申し立て、裁判所の決定により、基本的には 1 年かけて毎月一定割合で弁済することが認められるようになるという制度です。裁判所が分割弁済条件を定める決定を出すと、倒産事件は打ち切られます。

裁判による分割弁済の効力は、①倒産事件開始日において弁済期が到来していた債権、及び②倒産事件の開始前に発生し債権登録簿に含まれるべき債権で、分割弁済の申立てから 1 年以内に弁済期が到来する債権の全てに適用されます。まだ、債権登録簿に含まれていない債権も対象です。また、契約に、弁済期の徒過や倒産事件の開始により期限の利益が失われることが合意されていたとしても、分割弁済決定の効力が優先するとされています(この点、ロシア外での紛争解決方法が合意されている場合、ロシア裁判所の分割弁済決定が、紛争解決時やロシアでの執行段階でどのような効果を有するのか不明瞭な点があります)。

(4) 倒産手続に関する情報の確認方法

倒産法上、公開が義務付けられている情報は、倒産事件の情報公開サイト(以下「倒産事件サイト」といいます。)に掲載され、かつ、政府指定の出版物に公告されます(28 条 1 項)。

公告誌: 倒産の公告紙には、経済新聞「コメルサント」が指定されており、毎週土曜日に倒産事件に関する公告冊子が発行されます。[オンライン](#)でも確認できます。

倒産事件サイト²: [倒産事件サイト](#)には、公告事項のほか、各事件の情報、競売情報、管財人の報告書、管財人・管財人自治団体の情報などが掲載されています。管財人が情報を掲載するので、一般企業については、管財人が任命される監視手続開始後の倒産事件の情報が掲載されています。

商事裁判所サイト: 倒産事件を審理する商事裁判所は、全事件を検索でき、判決・決定全文を閲覧できる[サイト](#)を公開しています。倒産事件における判決・決定(監視手続を開始する決定、届出債権を債権登録簿に含める決定など)も当該サイトで検索・閲覧できます。当該サイトでは、倒産の申立てが受理された以降の情報を確認できます。

事業体活動情報サイト³: ロシア法上、ロシアの法人や個人事業者は事業活動・財務状況に関する様々な情報を、政府が指定する[サイト](#)に掲載することが義務付けられています。倒産申立ての意思表示は、当該サイトに掲載して有効な表明とみなされ、当該サイトにおいてのみ確認できます。

(5) 倒産制度の抜本的改革

ロシアでは、長らく、再建型手続による事業の再生が課題となっています。債務者には倒産状態になる前の段階で倒産を申し立てる権利がありますが、偽装倒産と認定されることもあり、活用されておらず、倒産事件が開始する時点で再生しうる事業が残っていない状況です。債権者申立ての場合、債権者はまず訴訟・仲裁を起こす必要があり、申立てまでに時間がかかります。また、倒産事件が開始し債務者の倒産状態が公になっても、清算か再建か確定しない監視手続に半年を要するため、その間に資産が劣化してゆくことも再建を困難にしています。現行の倒産法が、1990年代の倒産法の濫用的利用を受けて、全体的に、手続の迅速性よりも慎重な手続適用を重視していることによります。財政危機の度に、迅速性を考慮した改正がなされていますが、弁済率も再建型手続の利用率も低いままです。

経済発展省は、2017年、米国倒産制度(Chapter 11)を意識して、倒産認定・破産手続開始の申立てだけでなく、再生手続実施の申立ても可能にする改正法案を国会に提出しましたが審議は停止されました。新型コロナウイルス感染症拡大による経済停滞を受けて、ロシア政府は、経済発展省に改めて倒産制度の見直しを指示し、経済発展省は、2020年3月、新たな改正法案を発表しました(2017年改正法案は2020年7月に下院で否決されました。)。2020年改正法案では、監視手続及び現行の2つの再建型手続を廃止し、裁判所が、倒産の申立てを審理した結果、債務再編手続(新たな再建型手続)か破産手続の適用を決定するという手続が提案されています。また、現行法では、債権者が申立者の場合、申立債権者が一時管財人候補者を指定するので、管財人の独立性も問題となっており、経済発展省は、2019年、管財人の任命手続から債権者の関与を排除する改正法案も発表しています。

² 2020年8月1日現在、日本からはアクセスできませんが、他国からはアクセスできるようです。

³ 同上

3 債権届出をする

(1) 債権の届出

原則として、倒産事件開始(申立受理)前に発生した債権については、届出をする必要があります。届出ない場合、倒産事件に参加できず、弁済は受けられません。届出基準となる倒産法上の債権の発生時期は取引内容ごとに検討する必要があります、個別に弁護士に確認することが推奨されます。

第一回債権者集会に参加するためには、監視手続開始の公告日から 30 日以内に債権を届け出なければなりません(71 条 1 項)。当該期間後でも、債権を届け出ることができます。監視手続後に破産手続が開始した場合、破産手続開始の公告日から 2 か月が経過すると債権登録簿は閉鎖されるので(142 条 1 項)、債権登録簿閉鎖までに債権を届け出のべきです。債権登録簿閉鎖後も債権を届け出ことは可能ですが、最下位の債権として扱われるため弁済を受けることはないと考えられます。

「債権の届出」と説明していますが、ロシア法上は、倒産企業に対し弁済を請求するものであり、労働債権以外の債権については、請求を裁判所、倒産企業と管財人に送り(71 条)、裁判所が債権の存在・内容を審理し債権を認める決定を出した場合に、当該債権は債権登録簿に含まれます(16 条 6 項)。倒産企業や管財人が自認したとしても、債権者は、裁判所に対し債権の存在・金額を立証しなくてはなりません(2012 年 6 月 22 日付最高商事裁判所総会決議第 35 号第 26 項)。すでに債権を認める判決や仲裁判断を取得していれば、大きな負担はありませんが、そうでない場合、ロシアの裁判所に訴訟を提起すると同様の負担があります。関係書面を全てロシア語に翻訳し、外国法を準拠法とする契約に基づく債権については、当該準拠法の法律意見を添付して裁判所に提出します。担保権者は、債権と担保権の存在を証明する書面も付して届け出ます。

無担保債権の弁済率は 2.4%と低く、回収額より届出の費用が上回ることもありえます。そのため、倒産企業の資産状況、他の債権者、自社債権額を考慮して、債権を届け出ない場合もあります。ただし、倒産企業の大株主や代表者が倒産企業の債務を弁済する責任を負う場合(後述 3(5)「大株主・代表者への責任追及」)、弁済対象は届出債権に限られるので、債権を届け出るか否か検討する際には、この点も留意する必要があります。

(2) 債権順位

債権登録簿に含まれた債権は、法定の順位に従って弁済を受けます(134 条)。

第 1 順位は、個人の生命・健康の損害や精神的損害についての賠償請求権、第 2 順位は、退職金や給与などの労働債権、著作権者の報酬債権(知的労働と考えられているため)です。その他の債権は、第 3 順位とされます。現行法では、租税債権は優先性を有せず、第 3 順位債権です。第 4 順位債権という分類はありませんが、債権登録簿閉鎖後に届け出られた債権は、第 3 順位債権の次に弁済されるので、第 4 順位債権ともいえます。

担保物が売却された場合、売却代金の 7 割が 被担保債権の弁済に充てられます(被担保債権が金融機関の貸付債権の場合は 8 割です)。2 割は第 1 順位・第 2 順位債権及び事件開始後に発生した類似債権に支払われ(2009 年 7 月 23 日付最高商事裁判所総会決議第 58 号第 15 項)、残額は手続費用・管財人費用に充てられます(138 条 1 項)。売却代金により弁済されなかった債権部分は、無担保の第 3 順位債権として扱われます。

(3) 債権届出手続の改正

ロシアでは、債務者とその関連会社が謀って架空の債権を作り出し、関連会社が債務者の倒産を申し立て、他の債務を逃れたり、大口債権者として倒産事件をコントロールするという濫用があったため、債務者（倒産企業）や管財人が債務を自認したとしても裁判所が債権を審理するという制度が維持されてきました。しかし、ここ数年、裁判所の業務過多を改善する様々な法改正が進められており、その一環として、2018年、管財人に債権を届け出て、管財人がまず債権の認否を行う改正法案が国会に提出されました。しばらく、審議は停止していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に関係し倒産事件の激増が予想されるため、下院での審議が再開されました。ただ、2020年7月上旬、ロシア政府が、改正内容の見直しを命じる公的見解を下院に提出し、審議は進んでいません。ロシア倒産制度での管財人は、事業経営経験が要件になっており法律家は多くなく、かかる管財人が、裁判所が行ってきた債権の審理を行えるのか、結局、管財人の判断を巡り裁判所で争うことになるのではないか、といった懸念が示されています。

(4) 債権の売却

倒産企業に債権を有している者は、しばしば、倒産企業の関連会社から債権の売却を持ちかけられることがあります（債権を早めに届け出ていると持ちかけられやすいようですが、届け出していない場合でも提案があるようです。）。このように、債権を売却して、倒産事件には参加しないということも考えられます。

近時、関連会社がすでに倒産状況にあった倒産企業と取引をしたり融資をしたりして取得した債権を劣後させる実務運用が出てきており、今年初めに運用指針となりうる実務集も示されました（2020年1月29日付けで最高裁判所幹部会が承認した、債務者の支配者及び関連者の債権の認定に関する裁判実務集）。その後、支配者・関連会社が倒産事件開始後に一般債権者から買い取った債権も劣後するのか争われていましたが、2020年8月、否定する最高裁判所（第二破毀審）の決定が出されました（A40-113580/2017号事件）。決定では、かかる債権の劣後を認めてしまうと、一般債権者が少しでも債権を回収できる可能性が断たれてしまうとも指摘されており、今後も、関連会社が倒産企業の債権を買い取る状況は続くものと考えられます。

(5) 大株主・代表者への責任追及

ロシアでは事業の再生が果たされることは稀で、大半は破産で終わっています。事業体活動情報サイトの2019年統計では、法人倒産事件のうち、37%の案件で倒産企業に全く資産がなく、68%の案件で債権者が全く弁済を受けませんでした。平均弁済率は、無担保の一般債権（取引債権など）で2.4%、倒産企業の資産に担保権を設定していた場合でも債権の回収率は30.7%です。そこで、近時、倒産企業の大株主や代表者に対し、倒産企業が履行できなかった債務の履行を求める傾向が強まっており、2017年の法改正以降は、認められる割合及び金額が増加しています。

詳細は[ロシアNIS調査月報 2020年7月号「倒産に関するロシアの法制度-倒産企業の代表者や親会社の責任-」](#)を参照ください。

4 弁済を受けるまで手続の進捗を確認する

基本的に、倒産事件の進捗について、倒産事件の開始も含めて、債権者に個別の連絡は来ないので、適宜、倒産事件サイトを確認する必要があります（債権を債権登録簿に含めるか含めないかの裁判所の決定は、訴訟手続法に従い、当該債権を保有する債権者にも発行されます。）。管財人や倒産企業から、何らかの連絡がくる可能性もありますが、現行法は個別通知を保障していません。

大株主などへの責任追及が認められた場合、請求権を有する債権者（債権登録簿に含まれる債権者）へは、倒産事件サイトにおいて通知され、個別に連絡は来ません。

5 まとめ

ロシア取引先についてロシアで倒産事件が開始されたことを知らずに、初動対応が遅れることがしばしばあります。日頃から、定期的に事業体活動情報サイト（特に倒産申立ての意思表示）や倒産事件サイトを確認することが推奨されます。

以 上

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
- 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。



弁護士 三村 藤明

fujiki.mimura@amt-law.com

Tel: 03-6775-1022

Fax: 03-6775-2022

<https://www.amt-law.com/professionals/profile/FM>



弁護士 小林 英治

eiji.kobayashi@amt-law.com

Tel: 03-6775-1074

Fax: 03-6775-2074

<https://www.amt-law.com/professionals/profile/EIK>



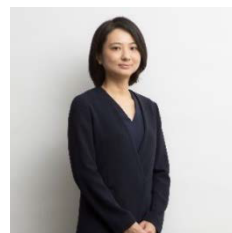
弁護士 荻野 聡之

satoshi.ogino@amt-law.com

Tel: 03-6775-1197

Fax: 03-6775-2197

<https://www.amt-law.com/professional/profile/SAO>



弁護士 松嶋 希会

kie.matsushima@amt-law.com

Tel: 03-6775-1082

Fax: 03-6775-2082

<https://www.amt-law.com/professionals/profile/KMM>

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
- ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。